

提出先 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 行

FAX(092-411-4895)

働き方改革関連法の内容や支援機関について、周知広報の効果を把握したいと存じますので、大変お手数ですが、アンケートにご協力をお願いいたします。記入後は、FAXにて福岡労働局雇用環境・均等部企画課までご提出いただきますようお願いいたします。

働き方改革関連法の重要改正項目（参考）

1. 時間外労働の上限規制（労働基準法）

原則 月45時間 年360時間

※臨時的な特別な事情がある場合でも

・時間外労働 年720時間以内

・時間外労働+休日労働 月100時間未満かつ2~6か月平均80時間以内

施行日：平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）

2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得（労働基準法）

年次有給休暇が10日以上付与されている労働者（管理監督者、有期雇用労働者も含まれる）について、5日は取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

施行日：平成31年4月1日（中小企業も同じ）

3. 正社員とパート・有期・派遣社員との不合理な待遇差の禁止（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法）

同一企業で働く正社員と短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

正社員と短時間労働者、有期雇用労働者の待遇に違いがある場合、その違いは働き方や役割の違いに応じたものでなければなりません。

施行日：パートタイム・有期雇用労働法は令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）、労働者派遣法は令和2年4月1日（中小企業も同じ）

Q1. 本年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されていますが、法律の内容はご存じですか。（該当箇所に○をご記入ください。）

法律の内容	よく知っている	だいたい知っている	あまり知らない	全く知らない
1. 時間外労働の上限規制				
2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得				
3. 正社員とパート・有期・派遣社員との不合理な待遇差の禁止				

Q2. 働き方改革関連法への対応するため、就業規則など社内規定等の見直しは進んでいますか。（該当箇所に○をご記入ください。）

法律の内容	対応済みである	現在進めている	これから検討したい	まだわからない
1. 時間外労働の上限規制				
2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得				
3. 正社員とパート・有期・派遣社員との不合理な待遇差の禁止				

Q3. 福岡働き方改革推進支援センター(表面参照)をご存じですか？（該当箇所に○をご記入ください。）

知っている ・ 知らなかった

Q4. 福岡働き方改革推進支援センターの利用を希望されますか？（該当箇所に○をご記入ください。）

希望する ・ 希望しない ・ 利用したことがある

※記入は必須ではありません

福岡働き方改革推進支援センターの利用を「希望」される場合は、センターから相談に向けた調整をさせていただきますので、 差し支えなければ 、事業所名、担当者名、電話番号をご記入願います。			
事業所名			
役職・ご担当者		TEL	

ご協力ありがとうございました。